る改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（」と、同項第三号中「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第四号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第五号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許、」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号及び第二号、同条第二項第一号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号並びに同条第六項第一号中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第八項第一号及び第二号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第四号中「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第六号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号及び第八号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同規則第四条第一項第一号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「普通免許」とあるのは「限定準中型免許若しくは普通免許」と、同項第七号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第二項の表前項第一号の項中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同表前項第七号の項中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「を除く。）又は普通第二種免許」とあるのは「及び限定準中型免許を除く。）又は普通第二種免許」と、「現に普通免許」とあるのは「現に限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許」と、「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同条第四項の表中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、「又は普通免許」とあるのは「又は限定準中型免許若しくは普通免許」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、「ＡＴ普通免許」とあるのは「ＡＴ限定準中型免許若しくはＡＴ普通免許」とする。

一　改正法附則第二条の規定により準中型自動車免許とみなされる改正前の道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第八十四条第三項の普通自動車免許を受けている者

二　改正法附則第五条の規定により準中型自動車免許に係る運転免許試験に合格した者とみなされて準中型自動車免許を受けている者

附則第三項から附則第六項までを削る。

第七条　指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

２　次の各号のいずれかに該当する者に対する指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則第一条第二項第一号から第八号まで及び同条第四項第一号、第二条第一号及び第二号、第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号、同条第五項第一号、同条第六項第一号から第四号まで並びに同条第八項第一号から第六号まで並びに第四条第一項第一号及び第七号、同条第二項、第三項並びに第五項の規定の適用については、同規則第一条第二項第一号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び道路交通法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十号。以下「改正法」という。）附則第二条第二号に定める準中型免許（以下「限定準中型免許」という。）」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車を、ＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない改正法による改正前の道路交通法第三条の普通自動車に相当する準中型自動車及びＡＴ機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る準中型免許（以下「ＡＴ限定準中型免許」という。）を除く。）又は普通免許（」と、同項第二号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第三号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第四号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第五号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第六号中「現にＡＴ準中型免許」とあるのは「現にＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第七号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第八号中「又は」とあるのは「（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は」と、同条第四項第一号中「現に」とあるのは「現に限定準中型免許、」と、同規則第二条第一号及び第二号並びに第三条第一項第一号、同条第二項第一号及び第二号、同条第三項第一号及び第二号、同条第四項第一号及び第二号並びに同条第五項第一号中「、準中型免許」とあるのは「、準中型免許（限定準中型免許を除く。）」と、同条第六項第一号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第二号中「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、同項第三号中「準中型免許」とあるのは「準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同項第四号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）」と、同条第八項第一号中「ＡＴ準中型免許」とあるのは「ＡＴ準中型免許及び限定準中型免許」と、「普通免許（」とあるのは「限定準中型免許（ＡＴ限定準中型免許を除く。）又は普通免許（」と、同項第二号中「、ＡＴ準中型免許」とあるのは「、ＡＴ準中型免許（ＡＴ限定準